

運輸安全マネジメントに関する取組み

国際興業株式会社では、輸送の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ担当役員・全従業員が一丸となって取り組んでいます。

平成 26 年度安全方針

「安全最優先による信頼の確保」

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。
 - ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
 - ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (2) 安全方針の各社員の理解度等を本社に於ける講習会、各営業所に於ける事務員及び乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。
- (3) 毎年度末の安全管理委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、1 年毎に（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成 25 年度目標及び達成状況

☆ 乗合バス

目標① 有責事故件数の抑止目標 57 件以内

〔達成状況〕 75 件（目標より 18 件超過、前年度 17 件増加）

目標② 健康起因による事故「ゼロ」

〔達成状況〕 健康起因による事故「ゼロ」

目標③ バリアフリー対応車両の導入

〔達成状況〕 合計 41 台（ノンステップ車両 27 台、ワンステップ車両 14 台）

☆ 観光バス

目標① 有責事故件数の抑止目標 7 件以内

[達成状況] 11 件 (目標より 4 件超過、前年度 1 件増加)

目標② 健康起因による事故「ゼロ」

[達成状況] 健康起因による事故「ゼロ」

(2) 平成 26 年度目標

① 事故限界目標数

乗合：車内事故 25 件以内

観光：静止物への接触事故 7 件以内

② 健康起因による事故「ゼロ」

③ バリアフリー対応車両の導入 乗合バス車両 30 台 (すべてノンステップ車)

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故 (重大・大型事故等被害甚大なケース) に関する統計

[総件数及び類似別の事故件数]

平成 25 年度総件数 7 件

(内訳：車内事故 5 件、自転車利用者との人身事故 2 件)

4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙の通りです。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 平成 25 年度に講じた措置

① 新任乗務員研修の拡充

大型未経験の新任乗務員が増えている実情を踏まえ、集合研修の日程を 2 日間延長した。

また、10 月以降は乗務員から登用した教官が講習を実施している。

② 入社 1 年目研修の実施

自己流な運転操作に陥りがちな 1 年経過時に個癖や運転姿勢を正す目的で、初心講習と応用接遇を 2 日間実施。10 月以降は乗務員から登用した教官が講習を実施している。

③ 高速乗合車両へのデジタルタコグラフ導入

平成 26 年度の実施に変更。平成 26 年 4 月以降、全 26 台に設置し運用開始予定。

④ 運転席背面活用による安全標語の掲出

運転席後方アクリル板に「営業所ごとの安全標語やモットー」「全車両共通の安全標語」の2通りの安全標語を、乗合バス全車両約870台に掲出した。

⑤ 「安全方針」浸透度の把握

経営トップが策定した「安全方針」につき、アンケートやテスト方式を通じ、約1600名に対し浸透度を検証した。

(2) 平成26年度に講じようとする措置

(2)-1 新規の取組

☆ 乗合バス

① 発進時車内ミラー指差確認の実施

発進時の車内事故が多発していることから、お客様が乗車している状態でのすべての発進時に、車内センターミラーの指差確認を行い、車内ミラー確認を確実にを行うための一助とする。

② 添乗基準の見直し

現行の添乗基準は安全面・接客面ともに最低限の内容となっており、求める水準と乖離が見られることから抜本的な見直し案を作成、関係各所と協議する。

③ 事故惹起運転士に対する教育の充実

事故惹起運転士に対する本社特別教育の内容を見直し、教官や指導運転士を活用したより効果的な教育の実施を検討する。

④ 安全に関する「出張授業」の実施

高齢利用者に対し、車内事故の危険性や利用時の注意について訴える「出張授業」を実施し、車内事故削減を図る。

⑤ SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策の推進

平成26年3月に発生した他社高速バスにおける健康起因事故を踏まえ、当社全運転士を対象にSASスクリーニング検査を実施し、必要に応じて専門医の受診を促進する。

☆ 観光バス

① 若年者教育の制度化と充実

若年層による事故発生を未然に防止するため、経験の浅い運転士を対象にした定期的な教習を制度化する。教習にあたっては、指導運転士の他、教官の活用も検討する。

② 指導運転士及びリーダー格運転士の外部研修受講

スキルアップを目的に、指導運転士及びリーダー格運転士に対し「安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）」の実技研修を受講させる。来年度以降、対象者の拡大も検討する。

(2)-2 継続的な取組〔内容については5.(1)を参照願います〕

- ① 新任乗務員研修の拡充
- ② 入社1年目研修の実施
- ③ 高速乗合車両へのデジタルタコグラフ導入
- ④ 「安全方針」浸透度の把握

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程施行細則別表1-1~4の通りです。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 平成25年の教育及び研修の実施状況は、以下の通りです。

- ① 当社の輸送の安全に対する取組の確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、本社経営管理部門（運輸事業部・運輸管理部）の全社員を対象に内部講師による運輸安全マネジメント講習会を平成25年4月10日~4月11日に実施した。

(2) 平成26年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規程施行細則別表2の通りです。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

[実施期間] 平成25年4月1日~平成26年3月31日

[実施対象] 社長、安全統括管理者、運輸管理部、乗合バス2営業所、観光バス2営業所

[実施結果] 下記の通りの指摘があった。

- ① アルコール検知器のテスト前に、運転士がアルコールチェックを行っていた。

(川口営業所)

- ② アルコール検知につき、規則通りの適正回数が実施されていたものの、中休

(休息)後の出庫前検知が早めであった事例が見受けられた。(西浦和・飯能の各営業所)

- ③ 点呼記録簿において、点呼時間の記載や「夜行運行中」の押印が漏れていた。

(川口・観光さいたまの各営業所)

- ④ 健康状態申告書の処理が確実に行われていなかった。(鳩ヶ谷営業所)

- ⑤ 101km/h以上の速度超過が、特定の1ヶ月で16件見られた。(観光板橋営業所)

講じた措置及び講じようとする措置については以下の通りである。

- ① 「飲酒運転防止対策マニュアル」を改訂し、アルコール検知器の動作確認の手順を明確化した。
- ② 「飲酒運転防止対策マニュアル」を改訂し、中休（休息）後の出庫前検知を出庫時間の1時間前より後に実施するよう規定した。
- ③ 点呼記録簿への必要事項の記載を確実に実施するよう即日指導した。
- ④ 各営業所において申告書の提出期限を定め、衛生管理者の処理状況を運行管理者が確認する体制とした。
- ⑤ 本社保員による速度調査（チャート紙の分析）を毎月実施し、個人別に統計データを作成、速度違反が多い傾向の者に対しては営業所管理者より指導する形式とした。

9. 安全統括管理者に係る情報

常務執行役員 小山 秀樹

10. 行政処分

平成 23 年度行政処分なし。

平成 24 年度行政処分なし。

平成 25 年度行政処分なし。